

令和3年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月7日 午前10時00分		
	散 会	9月7日 午後0時15分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與 那 勝 治	9	山 城 太
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	副 村 長	比 嘉 克 雄	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	教 育 長	玉 城 奎	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	企画財政課長	田 港 朝 津	建 設 課 長 補 佐 兼 土 木 建 築 第 1 係 長	與 那 嶺 進
	学校教育課長	桃 原 秀 樹	建 設 課 土 木 建 築 係 主 任 技 師	平 良 成 健
	社会教育課長	嘉 陽 健		
経 済 課 長	久 田 哲 史			

## 令和3年第3回今帰仁村議会定例会

### 議事日程第1号

令和3年9月7日（火曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第35号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	説 明
6	議案第36号	今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第37号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第38号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
9	議案第39号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
10	議案第40号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
11	議案第41号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
12	議案第42号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
13	議案第43号	令和3年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	説 明
14	議案第44号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	説 明
15	議案第45号	令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	説 明
16	認定第1号	令和2年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
17	認定第2号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
18	認定第3号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説 明

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	認 定 第 4 号	令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定について	説 明
20	報 告 第 6 号	令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告につい て	報 告
21	報 告 第 7 号	令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告に ついて	報 告

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第3回今帰仁村議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 與那勝治議員及び9番 山城太議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月16日までの10日間と決定いたしました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

7月 9日 県産品優先使用の要請行動の受入をしました。

12日 ロワジールテラス&ヴィラズ古宇利オープン式典に出席しました。

8月 19日 令和3年第2回沖縄県市町村総会事務組合議会定例会が開催されました。

26日 北部広域市町村圏事務組合議会第58回定例会が開催されました。

〃 令和3年度北部市町村議会議長会第2回総会が開催されました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 皆さん、おはようございます。村長の行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しをいただきたく存じます。朗読は省略いたします。以上です。

6月 2日 公立沖縄北部医療センター整備協議会(W e b会議)に出席しました。

4日 新型コロナウイルス感染症対策等に係る意見交換会(W e b会議)に出席しました。

10日 第50回今帰仁村畜産共進会運営委員会を開催しました。

21日 今帰仁村観光協会総会が開催されました。

24日 今帰仁村総合教育会議を開催しました。

26日 ふるさと納税マンゴー出発式に参加しました。

27日 今帰仁中学校運動会が開催されました。

- 6月 29日 今帰仁漁業協同組合通常総会が開催されました。
- 30日 沖縄県畜産振興公社評議員会（W e b 会議）に出席しました。
- 7月 9日 県産品優先使用要請行動の受入をしました。
- 〃 夏の交通安全県民運動祈願祭を開催しました。
- 〃 古宇利診療所跡地利用に関する意見交換会が開催されました。
- 12日 新たな振興計画（素案）及び令和4年度沖縄振興予算要請に向けた意見交換会（W e b 会議）に出席しました。
- 〃 ロワジールホテル&ヴィラズ古宇利オープン式典に出席しました。
- 15日 村商工会の地元産品奨励及び地元企業優先使用等要請行動の受入をしました。
- 〃 自衛隊協力員連名委嘱状交付式を行いました。
- 19日 沖縄総合事務局開発建設部との国土交通行政に関する懇談会に出席しました。
- 〃 第3回北部市町村会総会に出席しました。
- 20日 村内各小学校・中学校の1学期終業式が行われました。
- 27日 第194回沖縄県町村会定期総会・沖縄県町村土地開発公社理事会・沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会・沖縄県介護保険広域連合運営会議に出席しました。
- 8月 11日 北部広域市町村圏事務組合第2回理事会・名護市県立高等学校北部合同寄宿舍運営協議会第1回総会・北部地区医師会と北部市町村長との情報交換会・第4回北部市町村会臨時総会に出席しました。
- 12日 新たな振興計画（素案）に関する意見交換会（W e b 会議）に出席しました。
- 13日 納骨堂の旧七夕法要を行いました。
- 19日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
- 26日 村内各小学校・中学校の2学期始業式が行われました。

○ **座間味 薫 議長** 日程第5、「議案第35号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ **比嘉克雄 副村長** おはようございます。議案の説明を行います。

議案第35号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

令和3年9月7日提出  
今帰仁村長 久田 浩也

## 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことに伴い、関係条例の整理を行うため、この議案を提出します。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（今帰仁村特定個人情報保護条例の一部改正）

第1条 今帰仁村特定個人情報保護条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>（保有特定個人情報の提供先等への通知）</p> <p>第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有特定個人情報の提供先等への通知）</p> <p>第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</li><li>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</li><li>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</li></ol>	

(今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）</p> <p>第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）</p> <p>第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

本改正は、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更されたことと、番号法の条文に号が追加されたことに伴う改正となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第6. 「議案第36号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第36号

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年9月7日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

沖縄北部連携促進特別振興事業を活用し整備した施設を追加することに伴い、新たに施設使用料を定めるなど所要の改正が必要なため、この議案を提出します。

今回整備しました施設につきましては、古宇利ふれあい広場周辺を観光拠点として機能強化を図ったものであります。駐車場、テナント、パーゴラ、観光案内所等を整備しております。その施設名称や区分、使用料を新たに定める改正の条例となります。めぐりまして、

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行								
第4章 使用料徴収関係 第19条（略） 2 この章において「村長等」とは、教育委員会の所管に属する公の施設にあつては教育委員会を、その他の公の施設にあつては村長をいう。	第4章 使用料徴収関係 第19条（略） 2 この章において「村長等」とは、教育委員会の所管する公の施設にあつては教育委員会を、その他の公の施設にあつては村長をいう。								
別表第1（第1条の2関係）	別表第1（第1条の2関係）								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>今帰仁村グスク交流センター及びその他施設（沖縄北部特別振興対策事業で整備した駐車場等の施設をいう。）</td><td>今帰仁村字今泊5101番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	今帰仁村グスク交流センター及びその他施設（沖縄北部特別振興対策事業で整備した駐車場等の施設をいう。）	今帰仁村字今泊5101番地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>今帰仁村グスク交流センター及びその他施設（沖縄北部特別振興対策事業で整備した駐車場等の施設をいう。）</td><td>今帰仁村字今泊5101番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	今帰仁村グスク交流センター及びその他施設（沖縄北部特別振興対策事業で整備した駐車場等の施設をいう。）	今帰仁村字今泊5101番地
名称	位置								
今帰仁村グスク交流センター及びその他施設（沖縄北部特別振興対策事業で整備した駐車場等の施設をいう。）	今帰仁村字今泊5101番地								
名称	位置								
今帰仁村グスク交流センター及びその他施設（沖縄北部特別振興対策事業で整備した駐車場等の施設をいう。）	今帰仁村字今泊5101番地								



古宇利島観光拠点施設 (ふれあい広場食堂、ふれあいパーゴラ、沖縄北部連携促進特別振興事業で整備した駐車場等の施設をいう。)	今帰仁村字古宇利 323番地1の一部、 323番地2の一部、 323番地2地先の一部
_____	_____

古宇利ふれあい広場食堂	今帰仁村字古宇利 323番地の1
_____	_____
_____	_____
古宇利ふれあいパーゴラ	今帰仁村字古宇利 323番地の1

別表第2 (第1条の3関係)

区分	施設使用料 (月額)
今帰仁村グスク交流センター (テナントA、F)	20,000円
今帰仁村グスク交流センター (テナントB、C、D、E)	15,000円
古宇利島観光拠点施設 (ふれあい広場食堂及びふれあいパーゴラ)	80,000円
古宇利島観光拠点施設 (テナントA、B、C、D、E)	50,000円
古宇利島観光拠点施設 シャワー1回につき	100円
備考	入居日数が1ヶ月未満の場合は、日割計算による

別表第2 (第1条の3関係)

区分	施設使用料 (月額)
今帰仁村グスク交流センター (テナントA、F)	20,000円
今帰仁村グスク交流センター (テナントB、C、D、E)	15,000円
古宇利ふれあい広場 食堂施設	30,000円
_____	_____
古宇利ふれあい広場 シャワー1回につき	100円
備考	入居日数が1ヶ月未満の場合は、日割計算による

別表第3 (略)

別表第4 (第8条の2関係)

区分	施設利用料金
古宇利島観光拠点施設 シャワー1回につき	100円以下

別表第3 (略)

別表第4 (第8条の2関係)

区分	施設利用料金
古宇利ふれあい広場 シャワー1回につき	100円以下

備考

1 現行の欄中下線が引かれた部分 (以下「現行部分」という。) に対応する改正後 (案) の欄中下

線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○ 座間味 薫 議長 日程第7. 「議案第37号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第37号

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年9月7日提出

今帰仁村長 久田浩也

#### 提案理由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、この議案を提出します。

本改正は、公営住宅法における不正入居者に対する明け渡し時の利息の適用利率の改定によるものとなっております。めぐりまして、

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
（住宅の明渡請求） 第42条 （略）	（住宅の明渡請求） 第42条 （略）

<p>2 (略)</p> <p>3 村長は、第1項第1号の規定に該当するところにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該村営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、村長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 当分の間、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u>第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項で定める地域内の村営住宅に係る改正後の条例第6条の規定の適用については、当該村営住宅の入居者が現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 村長は、第1項第1号の規定に該当するところにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該村営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、村長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 当分の間、<u>過疎地域活性化特別措置法（平成22年法律第15号）</u>第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項で定める地域内の村営住宅に係る改正後の条例第6条の規定の適用については、当該村営住宅の入居者が現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 座間味 薫 議長 日程第8. 「議案第38号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第38号

工事請負契約について

今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）1工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）1工区   |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 契約の金額  | 391,600,000円   |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字越地284番地<br>有限会社 丸島建設・有限会社 山川建設 建設工事共同企業体<br>代表取締役 島袋 松男 |

令和3年9月7日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村新庁舎建設工事（建設工事）1工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

工事請負契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第38号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第38号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第39号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第39号

工事請負契約について

今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）2工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）2工区  |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約の金額  | 293,700,000円  |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字仲宗根249番地の5<br>(株)金良建設・(有)上宏工業 建設工事共同企業体<br>代表取締役 金良 敏夫 |

令和3年9月7日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）2工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

以上です。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第39号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第39号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「議案第40号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第40号

工事請負契約について

今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）3工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）3工区                                  |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約の金額  | 308,000,000円  |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字湧川589番地<br>嘉陽組（有）・（株）国吉建設 建設工事共同企業体<br>取締役 嘉陽 重壽 |

令和3年9月7日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）3工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

工事請負契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 工事請負について、ちょっと質疑いたします。

1から3工区までありますけれども、確認のため質疑します。1工区は1階、2工区は2階、3工区は3階ということでの理解でよろしいですか。1から3までの工区の配分はどうか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 與那嶺 進建設課長補佐。

○ 與那嶺 進 建設課長補佐 ただいまの質疑についてご説明いたします。

事前の配布資料にあります議案第38号から40号までの庁舎建設の1工区から3工区の区分けについては、  
図面のとおり庁舎を縦に見ての区割りで工区を分けております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第40号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第40号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 「議案第41号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第41号

#### 工事請負契約について

今帰仁村新庁舎建設工事（電気設備工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 今帰仁村新庁舎建設工事（電気設備工事）                         |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                      |
| 3 契約の金額  | 299,200,000円                                |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字仲宗根249番地の5<br>株式会社 金良建設<br>代表取締役 金良 敏夫 |

令和3年9月7日提出

今帰仁村長 久田 浩也

## 提案理由

今帰仁村新庁舎建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

工事請負契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第41号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第41号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 「議案第42号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第42号

## 工事請負契約について

今帰仁村新庁舎建設工事（機械設備工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1 契約の目的	今帰仁村新庁舎建設工事（機械設備工事）
2 契約の方法	指名競争入札
3 契約の金額	165,550,000円
4 契約の相手方	今帰仁村字天底86番地 有限会社 上宏工業 代表取締役 外間 宏正



令和3年9月7日提出  
今帰仁村長 久田浩也

#### 提案理由

今帰仁村新庁舎建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

工事請負契約書を添付しております。お目通しお願いいたします。以上です。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 工事請負について質疑いたします。

議案第38号から42号までの工事請負についてです。工事期間がどこにもないのですけれども、いつから工事して、いつまでに終わるのか。これは何で書かないのか。工事期間はなくていいのか、お伺いします。

- 座間味 薫 議長 與那嶺 進建設課長補佐。
- 與那嶺 進 建設課長補佐 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今回の工事は、契約の日から令和4年3月31日までの予定であります。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時29分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

田港朝津企画財政課長。

- 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

工事請負契約につきましては議会の議決を要する案件でございますので、採決いただいた日が契約効力発効の日になりますので、添付資料の工期については今空白でございますが、今回の議案の採決をもって効力が入りますので、9月7日となる予定になっております。最終の工期につきましては3月31日で予定しておりますが、繰越事業を見込んでおりますので、その工期の自と至るについては今日の採決をもって記入することになります。以上です。

- 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 じゃあこれを分かりやすく、契約の日から令和4年3月31日に変えたほうがいいんじゃないですか。白紙よりは。と言うのは前に運天港の冷凍冷蔵をやったときも契約が半年、1年延びて、やっていますので、今帰仁村は。ほかの地域ではこんなことないのです。半年も、1年も遅れたら、いろいろ村民にマイナス面が発生するのです。特に庁舎建設は。これ、打たない理由はなぜなのか。契約期間を過ぎてもペナルティはないのかどうか、お伺いします。

- 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。
- 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

この工事請負契約でございますが、5件ありますけれども、事前に入札までは行います。入札を行ったときに金額と、その契約の相手方が確定するわけなのですが、その契約書の7番目の項目のほうに特約事

項というふうに記載しております、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に当たるため、その議会の議決をもったときが効力を発するというふうに表示しておりますので、入札時点ではその日付を打っていないというのが、その説明になります。ただ、この工事に係る金額と、その工期に係る部分については本年度予算で予算がついてはおりますが、その見込みとしては繰越しの見込みとなっているため、事前には最終工期が打てないという状況がございます。それで議会のほうに提案するときは空白のままというふうになっている状況でございます。

それとペナルティのお話でございますが、明らかに工事の相手方の瑕疵による場合はそれなりのペナルティを、処分を審査された中で決定していくことになるかと思えます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今までの過去の工事においていろいろ聞いてみると、何らかの措置もされていないということであって、別の業者からも「それだったら我々も参加しよったのに」と。契約期間がないような形で工事を進めたところもありますので、これはもう少し業者とも工期の期限の遵守はやるべきだと思いますけれども、今後どう取り組んでいきますか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時35分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

質疑の内容についてはペナルティといいますが、業者の瑕疵がある場合、どういうふうに対応するかということだと思いますが、今、今帰仁村で行っている建設工事等につきましては、監督員とそのほか、その工事の出来栄え、それから監督との調整事項について点数をつけております。その中で工事の進捗や工事に関わる整理すべき書類、それと調整事項等を、監督の指示に従っているかどうかというのを点数等で表現していきますが、それを合わせた形で2年間の蓄積になりますけれども、次の建設工事等のランクづけのときに加点をすることになっていきます。当然良心的にといいますか、品質向上や出来方管理の中で優良と思われるこの点数をもらえる方は加点が大きくなると。そうでない場合は加点が少なくなっていくという形で、今対応している状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 過去において、東京オリンピックの工事云々で沖縄からの業者もぼんぼん向こうへ行って、仕事は取ったけれども、型枠工事の人が足りない、鉄筋工事の人が足りないとか、それで1年、半年延びた工事もあるのです。そういうこともあったものだから、最終期限の遵守はやるべきと思うのです。そうしないと、次の予定が立てられないと思うのです。皆さんは来年3月31日竣工ということでもありますけれども、では瑕疵がなければ半年も延びていいのかということになりますので、それについて業者ともしっかり期限を守るようにということで指導できるかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

工事につきましては、役場職員が監督員として張り付きます。それと併せて建設課長が、その管理者として最終的なチェックをしていきますので、まず契約が成立しましたら、現場の管理をする現場監督員、会社の代表になりますけど、監督員と役場の監督者と現場代理人等を含めて工事の工程会議を随時開いていきますので、その中で工事の進捗を確認しながら、定期的に確認をしながら、工期の延長といいますが、無駄な延長は避けて、速やかに工事が竣工できるように調整をしていくという手続の中で行っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第42号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第42号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 「議案第43号 令和3年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第43号

令和3年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村一般会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,628万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,700万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出  
 今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		637,956	3,693	641,649
	3 軽自動車税	36,308	3,693	40,001
10 地方特例交付金		2,902	27,000	29,902
	4 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交付金	0	27,000	27,000
14 使用料及び手数料		49,265	10	49,275
	1 使用料	30,688	10	30,698
15 国庫支出金		888,945	74,931	963,876
	1 国庫負担金	471,437	46,937	518,374
	2 国庫補助金	413,765	27,994	441,759
16 県支出金		1,033,674	83,596	1,117,270
	1 県負担金	250,672	23,468	274,140
	2 県補助金	743,657	60,128	803,785
17 財産収入		23,775	28,030	51,805
	2 財産売払収入	1,681	28,030	29,711
18 寄附金		9,530	30,724	40,254
	1 寄附金	9,530	30,724	40,254
19 繰入金		722,043	68,690	790,733
	1 繰入金	722,043	68,690	790,733
20 繰越金		20,000	292,285	312,285
	1 繰越金	20,000	292,285	312,285
21 諸収入		183,541	2,045	185,586
	4 雑収入	123,707	2,045	125,752
22 村債		1,510,200	65,280	1,575,480
	1 村債	1,510,200	65,280	1,575,480
歳入合計		7,320,719	676,284	7,997,003

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		71,070	86	71,156
	1 議会費	71,070	86	71,156
2 総務費		2,358,998	399,303	2,758,301
	1 総務管理費	2,212,211	394,258	2,606,469
	2 徴税費	95,531	1,000	96,531
	3 戸籍住民登録費	33,374	4,165	37,539
	4 選挙費	15,681	△120	15,561
3 民生費		1,951,341	135,076	2,086,417
	1 社会福祉費	1,116,966	128,919	1,245,885
	2 児童福祉費	834,375	6,157	840,532
4 衛生費		450,263	2,928	453,191
	1 保健衛生費	236,270	2,928	239,198
6 農林水産業費		616,494	58,931	675,425
	1 農業費	334,675	59,100	393,775
	2 林業費	41,987	△57	41,930
	3 水産業費	239,832	△112	239,720
7 商工費		191,645	983	192,628
	1 商工費	191,645	983	192,628
8 土木費		508,647	13,944	522,591
	2 道路橋梁費	99,847	13,644	113,491
	5 住宅費	322,485	300	322,785
10 教育費		614,551	65,033	679,584
	1 教育総務費	125,392	5,394	130,786
	2 小学校費	97,553	16,012	113,565
	3 中学校費	45,185	12,917	58,102
	5 社会教育費	209,017	27,443	236,460
	6 保健体育費	137,404	3,267	140,671
歳出合計		7,320,719	676,284	7,997,003

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁村地域整備交付金事業	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 16,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ
水産環境整備事業	13,100	〃			13,100	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	8,800	〃			9,200	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	22,800	〃			22,800	〃		
湧川第2団地新築事業	93,600	〃			93,600	〃		
臨時財政対策債	70,000	〃			119,880	〃		
史跡等総合活用整備事業(災害)	1,900	〃			1,900	〃		
「やんばるの自然」関連施設整備事業	6,000	〃			6,000	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	42,900	〃			42,900	〃		
庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業)	1,234,900	〃			1,234,900	〃		
低公害車導入事業	0	〃			15,000	〃		
合 計	1,510,200		1,575,480					

詳細については担当課長より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第43号 令和3年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について、歳入歳出の中で節におきまして300万円以上の箇所について、私のほうから説明申し上げます。

予算書の8ページをお開けください。歳入になります。1款村税、3項軽自動車税、2目種別割、補正額369万3,000円ですが、そちらのほうは1節現年課税分の中の中段にあります軽四輪乗用タイプの252万2,000円が主なものでございます。

次の9ページ、10款地方特例交付金、4項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額2,700万円は、1節の同じ交付金事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の2,700万円の計上によるものでございます。

続いて、11ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額4,693万7,000円は、5節身体障害者福祉費負担金の障害福祉サービス費4,488万9,000円が主なものでございます。

続いて、12ページをお願いします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額661万1,000円は、1節総務費補助金、個人番号カード交付事業275万9,000円が主なものでございます。続いて、2目の民生費国庫補助金、補正額440万2,000円は、8節母子福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金（母子保健型）の325万2,000円が主なものでございます。続いて、6目教育費国庫補助金、補正額1,668万1,000円は、3節社会教育費補助金の社会教育費補助金総合活用整備事業1,081万1,000円と史跡買上げ事業312万6,000円が主なものであります。

続いて13ページ、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額2,346万8,000円は、2節身体障害者福祉費負担金の障害福祉サービス費2,244万4,000円が主なものであります。

続いて、14ページをお願いします。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額5,948万円は、1節農業費補助金の特定地域経営支援対策事業5,948万円の計上によるものであります。

続いて15ページ、17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額2,803万円は、1節土地売払収入2,763万765円が主なものであります。

続いて、16ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額3,072万4,000円は、1節寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金3,072万4,000円の計上によるものでございます。

17ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額6,869万円は、1節繰入金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金5,909万円と今帰仁村公共施設等総合管理基金960万円の計上によるものでございます。

続いて、18ページをお願いします。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2億9,228万5,000円は、1節繰越金、繰越金の2億9,220万5,205円の計上が主なものであります。

続いて、20ページをお願いします。22款村債、1項村債、5目教育債で補正額1,500万円は、5節学校

教育債の低公害車導入事業1,500万円の計上によるものであります。続いて、7目その他債、補正額は4,988万円、1節その他債で臨時財政対策債4,988万円の計上によるものでございます。

続いて22ページ、こちらからは歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額671万9,000円は、3節職員手当等で真ん中のほうになりますが、職員期末手当の221万円の計上が主なものであります。続いて下の欄になりますが、4目財産管理費、補正額3億4,966万5,000円は、24節積立金で今帰仁村公共施設等総合管理基金、金額のほうは次のページ、23ページにございます5,803万805円と、同ページの上のほうになりますが財政調整基金2億5,935万8,000円、それと今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金3,202万4,000円が主なものであります。続いて、5目企画費、補正額3,597万4,000円は、12節委託料のふるさと納税推進事業の3,500万円が主なものであります。

続いて、28ページのほうからになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額が792万8,000円であります。節につきましては、次の29ページになります。19節扶助費の感染症拡大防止緊急支援事業422万円が主なものであります。同じく29ページの2目老人福祉費、補正額512万2,000円は、18節負担金、補助及び交付金の介護保険広域連合負担金の特別会計分で333万8,488円が主なものであります。続いて、4目身体障害者福祉費、補正額1億1,586万9,000円は、19節扶助費の障害福祉サービス費で8,977万8,000円と、次のページに22節償還金、利子及び割引料が2,199万5,000円でございますが、この説明としましては次の30ページになります。県障害児通所支援給付費負担金の429万4,563円と障害者自立支援給付費国庫負担金522万5,984円、それと障害児通所支援給付費国庫負担金858万9,125円が主なものであります。

続いて、31ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費で、補正額が394万1,000円です。10節需用費の電気料の168万円が主なものでございます。

続いて、35ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額が5,948万円で、18節負担金、補助及び交付金の特定地域経営支援対策事業の5,948万円によるものでございます。

続いて、39ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、補正額1,164万4,000円は、12節委託料の道路台帳作成業務の522万5,000円と14節工事請負費の道路維持補修等工事で551万8,000円が主なものでございます。続いて、3目道路新設改良費、補正額は200万円でございますが、節におきましては21節の補償、補填及び賠償金の村道越地与比地小浜原線改良事業で341万5,000円の計上が主なものでございます。

続いて、41ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額539万4,000円は、12節委託料で中・高生海外語学留学支援事業のマイナスの428万8,000円と、16節公有財産購入費の937万2,000円の計上が主なものでございます。

続いて、42ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額1,525万9,000円は、10節需用費の電気料で430万円と、17節備品購入費で学校備品885万2,050円が主なものであります。

続いて43ページ、10款3項中学校費の1目学校管理費、補正額は1,252万7,000円で、17節備品購入費、学校備品の989万6,250円が主なものであります。

続いて、44ページをお願いします。10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、補正額1,027万



9,000円は、12節委託料の文化的景観保護推進事業で343万円と、16節公有財産購入費、史跡買上げ事業で389万8,000円が主なものであります。続いて、4目今帰仁城跡整備事業費、補正額の1,312万3,000円は、12節委託料で総合活用整備事業684万2,000円と総合活用整備事業（災害）の411万4,000円の計上が主なものであります。

以上で今回の補正におきます、節におきまして300万円以上の説明といたします。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時04分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時22分)

日程第14. 「議案第44号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第44号

#### 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,457万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		215,700	△4,000	211,700
	1 国民健康保険税	215,700	△4,000	211,700
10 繰入金		164,910	1,708	166,618
	1 他会計繰入金	164,908	1,708	166,616

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	16,995	16,996
	1 繰越金	1	16,995	16,996
歳入合計		2,029,867	14,703	2,044,570

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		83,847	1,708	85,555
	1 総務管理費	82,679	1,708	84,387
2 保険給付費		1,523,031	0	1,523,031
	1 療養諸費	1,273,664	△200	1,273,464
	3 移送費	101	200	301
9 諸支出金		3,602	12,995	16,597
	1 償還金及び還付加算金	3,602	12,995	16,597
歳出合計		2,029,867	14,703	2,044,570

事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第15. 「議案第45号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第45号

令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億364万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出  
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	1,954	1,955
	1 繰越金	1	1,954	1,955
歳入合計		101,694	1,954	103,648

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		98,501	1,954	100,455
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	98,501	1,954	100,455
歳出合計		101,694	1,954	103,648

事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第16. 「認定第1号 令和2年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

認定第1号

令和2年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和3年9月7日提出  
今帰仁村長 久田浩也

詳細については、会計管理者より説明をいたします。

○ 座間味 薫 議長 金城寛樹会計管理者。

○ 金城寛樹 会計管理者 お手元に令和2年度の一般会計歳入歳出決算書及び国保会計、後期高齢者医療特別会計の決算書が届いていると思いますが、まずは一般会計のほうから報告をいたしたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。令和2年度歳入歳出決算総括表を読み上げて報告いたします。区分についての名称については省略いたします。ご了承をお願いいたします。

令和2年度 歳入歳出決算総括表

(歳入)

単位：(円・%)

区 分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入割合	
											予算現額対	調定額対
一般会計	5,146,462,000	2,584,821,000	741,410,000	0	8,472,693,000	8,688,064,841	8,183,641,965	548,212	503,874,664	289,051,035	96.58	94.19
国民健康保険特別会計	1,734,570,000	35,662,000	0	0	1,770,232,000	1,718,239,928	1,693,198,413	1,078,100	23,963,415	77,033,587	95.64	98.54
後期高齢者医療特別会計	97,677,000	1,310,000	0	0	98,987,000	101,174,366	100,619,955	65,600	488,811	△1,632,955	101.64	99.45
合計	6,978,709,000	2,621,793,000	741,410,000	0	10,341,912,000	10,507,479,135	9,977,460,333	1,691,912	528,326,890	364,451,667	96.47	94.95

(歳出)

単位：(円・%)

区 分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	弾力条項適用額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	予算現額と支出済額との割合
							継続費通次	繰越明許費	事故繰越		
一般会計	5,146,462,000	2,584,821,000	741,410,000	0	8,472,693,000	7,836,159,760	0	409,143,000	81,187,000	146,203,240	92.48
国民健康保険特別会計	1,734,570,000	35,662,000	0	0	1,770,232,000	1,676,202,547	0	0	0	94,029,453	94.68
後期高齢者医療特別会計	97,677,000	1,310,000	0	0	98,987,000	98,665,200	0	0	0	321,800	99.67
合計	6,978,709,000	2,621,793,000	741,410,000	0	10,341,912,000	9,611,027,507	0	409,143,000	81,187,000	240,554,493	92.93

令和2年度 一般会計歳入歳出決算書

(歳入)

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 村 税		702,800,000	781,726,911	743,772,650	548,212	37,406,049	40,972,650
	1 村民税	245,021,000	261,209,853	253,601,819	122,412	7,485,622	8,580,819
	2 固定資産税	365,932,000	424,823,602	395,426,696	358,600	29,038,306	29,494,696
	3 軽自動車税	39,904,000	41,698,521	40,749,200	67,200	882,121	845,200
	4 市町村たばこ税	51,942,000	53,994,935	53,994,935	0	0	2,052,935
	5 特別土地保有税	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 地方譲与税		49,267,000	47,443,000	47,443,000	0	0	△1,824,000
	1 地方揮発油譲与税	12,414,000	11,712,000	11,712,000	0	0	△702,000
	2 自動車重量譲与税	35,198,000	34,077,000	34,077,000	0	0	△1,121,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 森林環境譲与税	1,654,000	1,654,000	1,654,000	0	0	0
3 利子割交付金		254,000	256,000	256,000	0	0	2,000
	1 利子割交付金	254,000	256,000	256,000	0	0	2,000
4 配当割交付金		862,000	765,000	765,000	0	0	△97,000
	1 配当割交付金	862,000	765,000	765,000	0	0	△97,000
5 株式等譲渡所得割交付金		770,000	845,000	845,000	0	0	75,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	770,000	845,000	845,000	0	0	75,000
6 法人事業税交付金		1,928,000	1,896,000	1,896,000	0	0	△32,000
	1 法人事業税交付金	1,928,000	1,896,000	1,896,000	0	0	△32,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
7 地方消費税交付金		170,253,000	178,579,000	178,579,000	0	0	8,326,000
	1 地方消費税交付金	170,253,000	178,579,000	178,579,000	0	0	8,326,000
8 ゴルフ場利用税交付金		15,412,000	15,408,941	15,408,941	0	0	△3,059
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,412,000	15,408,941	15,408,941	0	0	△3,059
9 環境性能割交付金		3,283,000	3,237,040	3,237,040	0	0	△45,960
	1 環境性能割交付金	3,283,000	3,237,040	3,237,040	0	0	△45,960
10 地方特例交付金		2,902,000	6,070,000	6,070,000	0	0	3,168,000
	1 地方特例交付金	2,901,000	6,070,000	6,070,000	0	0	3,169,000
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 地方交付税		2,046,393,000	2,235,622,000	2,235,622,000	0	0	189,229,000
	1 地方交付税	2,046,393,000	2,235,622,000	2,235,622,000	0	0	189,229,000
12 交通安全対策特別交付金		587,000	1,136,000	1,136,000	0	0	549,000
	1 交通安全対策特別交付金	587,000	1,136,000	1,136,000	0	0	549,000
13 分担金及び負担金		64,444,000	67,571,229	66,245,679	0	1,325,550	1,801,679
	1 分担金	37,023,000	37,020,000	37,020,000	0	0	△3,000
	2 負担金	27,421,000	30,551,229	29,225,679	0	1,325,550	1,804,679
14 使用料及び手数料		45,788,000	49,246,499	46,548,879	0	2,697,620	760,879
	1 使用料	27,065,000	30,412,639	27,715,019	0	2,697,620	650,019
	2 手数料	18,723,000	18,833,860	18,833,860	0	0	110,860
15 国庫支出金		2,507,298,000	2,472,417,089	2,199,648,089	0	272,769,000	△307,649,911
	1 国庫負担金	510,255,000	510,041,852	510,041,852	0	0	△213,148
	2 国庫補助金	1,993,744,000	1,958,290,610	1,685,521,610	0	272,769,000	△308,222,390

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
15 国庫支出金	3 国庫委託金	3,299,000	4,084,627	4,084,627	0	0	785,627
16 県支出金		1,091,108,000	1,089,934,924	1,031,014,924	0	58,920,000	△60,093,076
	1 県負担金	286,118,000	285,563,618	285,563,618	0	0	△554,382
	2 県補助金	765,091,000	763,913,830	704,993,830	0	58,920,000	△60,097,170
	3 県委託金	39,899,000	40,457,476	40,457,476	0	0	558,476
17 財産収入		37,672,000	37,536,802	37,536,802	0	0	△135,198
	1 財産運用収入	23,304,000	23,168,740	23,168,740	0	0	△135,260
	2 財産売払収入	14,368,000	14,368,062	14,368,062	0	0	62
18 寄附金		294,748,000	294,362,484	294,362,484	0	0	△385,516
	1 寄附金	294,748,000	294,362,484	294,362,484	0	0	△385,516
19 繰入金		558,047,000	558,048,706	558,048,706	0	0	1,706
	1 繰入金	558,047,000	558,048,706	558,048,706	0	0	1,706
20 繰越金		280,657,000	280,657,020	280,657,020	0	0	20
	1 繰越金	280,657,000	280,657,020	280,657,020	0	0	20
21 諸収入		162,079,000	154,074,196	151,017,751	0	3,056,445	△11,061,249
	1 延滞金、加算金及び過料	2,248,000	2,033,711	2,033,711	0	0	△214,289
	2 預金利子	50,000	49,852	49,852	0	0	△148
	3 貸付金元利収入	1,171,000	2,100,000	1,250,000	0	850,000	79,000
	4 雑収入	106,728,000	107,687,135	105,480,690	0	2,206,445	△1,247,310
	5 受託事業収入	51,882,000	42,203,498	42,203,498	0	0	△9,678,502



款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
22 村 債		436,141,000	411,231,000	283,531,000	0	127,700,000	△152,610,000
	1 村 債	436,141,000	411,231,000	283,531,000	0	127,700,000	△152,610,000
歳入合計		8,472,693,000	8,688,064,841	8,183,641,965	548,212	503,874,664	△289,051,035

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 議会費		70,171,000	68,363,324	0	1,807,676	1,807,676
	1 議会費	70,171,000	68,363,324	0	1,807,676	1,807,676
2 総務費		1,876,193,000	1,584,146,690	279,540,000	12,506,310	292,046,310
	1 総務管理費	1,718,117,000	1,434,581,530	273,160,000	10,375,470	283,535,470
	2 徴税費	94,314,000	93,063,582	0	1,250,418	1,250,418
	3 戸籍住民登録費	41,119,000	34,139,487	6,380,000	599,513	6,979,513
	4 選挙費	16,986,000	16,874,816	0	111,184	111,184
	5 統計調査費	4,027,000	3,886,021	0	140,979	140,979
	6 監査委員費	1,630,000	1,601,254	0	28,746	28,746
3 民生費		3,103,363,000	3,049,344,095	1,120,000	52,898,905	54,018,905
	1 社会福祉費	2,277,868,000	2,235,569,033	1,120,000	41,178,967	42,298,967
	2 児童福祉費	825,495,000	813,775,062	0	11,719,938	11,719,938
4 衛生費		513,192,000	467,910,131	34,084,000	11,197,869	45,281,869
	1 保健衛生費	264,631,000	220,957,437	34,084,000	9,589,563	43,673,563
	2 清掃費	248,561,000	246,952,694	0	1,608,306	1,608,306

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
5 労働費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 失業対策費	1,000	0	0	1,000	1,000
6 農林水産業費		592,107,000	581,737,285	8,410,000	1,959,715	10,369,715
	1 農業費	472,724,000	462,751,425	8,410,000	1,562,575	9,972,575
	2 林業費	8,498,000	8,267,916	0	230,084	230,084
	3 水産業費	110,885,000	110,717,944	0	167,056	167,056
7 商工費		693,601,000	551,283,123	123,506,000	18,811,877	142,317,877
	1 商工費	693,601,000	551,283,123	123,506,000	18,811,877	142,317,877
8 土木費		354,661,000	328,111,436	12,811,000	13,738,564	26,549,564
	1 土木管理費	12,177,000	12,063,709	0	113,291	113,291
	2 道路橋梁費	154,592,000	137,818,472	3,275,000	13,498,528	16,773,528
	3 河川費	138,608,000	138,574,522	0	33,478	33,478
	4 港湾費	20,505,000	20,443,989	0	61,011	61,011
	5 住宅費	28,779,000	19,210,744	9,536,000	32,256	9,568,256
9 消防費		193,582,000	193,582,000	0	0	0
	1 消防費	193,582,000	193,582,000	0	0	0
10 教育費		691,908,000	648,134,333	30,859,000	12,914,667	43,773,667
	1 教育総務費	125,489,000	111,613,965	12,939,000	936,035	13,875,035
	2 小学校費	141,526,000	138,136,416	2,500,000	889,584	3,389,584
	3 中学校費	63,886,000	62,898,572	0	987,428	987,428
	4 幼稚園費	121,000	120,113	0	887	887
	5 社会教育費	193,756,000	182,431,580	4,035,000	7,289,420	11,324,420

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 教 育 費	6 保 健 体 育 費	167,130,000	152,933,687	11,385,000	2,811,313	14,196,313
11 災 害 復 旧 費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公 債 費		383,908,000	363,547,343	0	20,360,657	20,360,657
	1 公 債 費	383,908,000	363,547,343	0	20,360,657	20,360,657
13 諸 支 出 金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 普 通 財 産 取 得 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予 備 費		0	0	0	0	0
	1 予 備 費	0	0	0	0	0
歳 出 合 計		8,472,693,000	7,836,159,760	490,330,000	146,203,240	636,533,240

歳入歳出差引残額 347,482,205 円  
 うち基金繰入額 0 円  
 又は歳入歳出差引不足額 0 円  
 この為翌年度繰上充用金 0 円

令和 3年 7月 6日  
 沖縄県国頭郡今帰仁村長 久 田 浩 也

次ページの歳入事項別明細書及び歳出事項別明細書については、後ほどお目通しをお願いします。  
次に実質収支に関する調書、168ページをお願いします。

実 質 収 支 に 関 する 調 書

区 分		金 額
1. 歳入総額		8,183,641,965 円
2. 歳出総額		7,836,159,760 円
3. 歳入歳出差引額		347,482,205 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	14,810,000 円
	(3) 事故繰越し繰越額	20,387,000 円
	計	35,197,000 円
5. 実質収支額		312,285,205 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

次ページ以降の財産に関する調書については、後ほどお目通しをお願いします。

お手元に監査委員からの報告書、意見書のほうが届いているかと思えます。こちらのほうの3ページをお願いします。歳入の下段になります。対前年度比の主な増減状況を見ると、増減額の主な要因は、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症に関する補助金等12億5,250万5,000円、特定定額給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業などが主な増額の要因となっています。

4ページについては歳入の前年度との比較になりますので、後ほどお目通しをお願いします。

6ページをお願いします。中段のほうから読み上げます。歳出、対前年度の主な増減状況を見ると、増減額の主な要因は、民生費の新型コロナウイルス感染症関連事業、特例定額給付金事業9億3,120万円等によるものが主な要因。コロナ関係については、給付金関係で9億3,120万円の支出となっています。それ以外に商工費、本部半島・伊江島エリア観光促進事業3億992万円、今帰仁村着地型観光推進事業1,424万7,000円等、それ以外の事業も要因となっております。新型コロナウイルス関係の感染症対応地方創生臨時交付金事業については、後ほど企画財政担当課長より説明のほうを行いたいと思えますので、よろしくをお願いします。一般会計については以上であります。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 先ほど会計管理者のほうから決算に係る歳入歳出の説明がございました。その中で、令和2年度の新型コロナウイルス感染症事業についての説明を申し上げます。

お手元に配られています令和3年度第3回定例会の資料として、令和2年度の補助金の成果等に関する調べということで各課が実施してきた補助金を活用した事業の報告がございしますが、その①のほうで、

3枚つづりの資料がございますので、そちらのほうで説明いたします。令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計画書でございましたが、その実績になります。28事業ございまして、その中で主だったものを説明いたします。1番表の左側に事業ナンバーがございますので、そちらのほうから確認をお願いしたいと思います。事業ナンバー3番のほうで対象事業が、今帰仁村新型コロナウイルス感染症家計支援事業を行っております。そちらの事業は、村民全員に家計支援として一律5,000円を給付する事業で、5,200万1,000円を事業実施しております。

それと開いて1枚目の裏になりますが、2ページ目の事業ナンバー10番の今帰仁村新たな観光誘客の仕組み及び観光経済対策事業、事業の内容につきましては、観光客の受入れ基盤を速やかに整備するとともに、地域が一体となって新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を進めるためということで、事業としましては商品開発の企画制作やPR誌の製作、ウェブサイトの構築などを行っております。事業としましては3,934万7,000円を実施しております。

続いて3ページ目の一番下になりますナンバー18番の公共施設等管理維持体制持続化事業でございます。防災避難施設である公共施設及び村民が広く活用する公共施設の機能整備を図ることにより、利用者と管理者の安心安全な環境を確保するため、またコロナ禍後の村民のフレイル対策としての健康増進施設としての整備を目的としております。こちらのほうは中央公民館や葬斎場、体育館、そういった施設の空調設備や備品購入をするものであります。事業費としましては3,358万9,000円でございます。一部繰越事業になっております。

続いて、次のページをお願いいたします。事業ナンバー21番の今帰仁村公立学校情報機器整備事業、事業の概要としましては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、休校時における児童生徒の学習機会の確保ため、村内公立学校の情報機器整備を行うということでタブレット端末の購入をしております。事業総額は3,270万3,000円です。

続いて、同じページの事業ナンバー26番、今帰仁村高速通信インフラ整備事業ということで、村内の観光事業の個別事業者より要望の多い村内全域の高速通信インフラ整備を行うということで、1億3,465万円を計上しておりました。そのうち繰越事業となっている部分でございます。

以上のもののほか、合計28件の事業が令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として実施しているものと、一部繰越しになっておりますが継続してきたものでございます。以上で同事業の説明を終わります。

○ **座間味 薫 議長** 日程第17. 「認定第2号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ **比嘉克雄 副村長**

認定第2号

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和3年9月7日提出  
今帰仁村長 久田浩也

詳細については、会計管理者から説明いたします。

- 座間味 薫 議長 金城寛樹会計管理者。
- 金城寛樹 会計管理者 次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について読み上げて報告いたします。

令和2年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険税		222,073,000	252,140,605	227,099,090	1,078,100	23,963,415	5,026,090
	1 国民健康保険税	222,073,000	252,140,605	227,099,090	1,078,100	23,963,415	5,026,090
2 一部負担金		4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 一部負担金	4,000	0	0	0	0	△4,000
3 分担金及び負担金		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 使用料及び手数料		303,000	359,500	359,500	0	0	56,500
	1 使用料	3,000	0	0	0	0	△3,000
	2 手数料	300,000	359,500	359,500	0	0	59,500
5 国庫支出金		13,294,000	5,919,000	5,919,000	0	0	△7,375,000
	1 国庫補助金	13,294,000	5,919,000	5,919,000	0	0	△7,375,000
6 県支出金		1,321,693,000	1,246,579,082	1,246,579,082	0	0	△75,113,918
	1 県補助金	1,321,692,000	1,246,579,082	1,246,579,082	0	0	△75,112,918
	2 財政安定化基金交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8 財産収入		4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 財産運用収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 財産売却収入	2,000	0	0	0	0	△2,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
9 寄付金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
10 繰入金		209,643,000	209,640,982	209,640,982	0	0	△2,018
	1 他会計繰入金	209,641,000	209,640,982	209,640,982	0	0	△18
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 直営診療施設勘定繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰越金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△1,000
12 諸収入		3,211,000	3,600,759	3,600,759	0	0	389,759
	1 延滞金、加算金及び過料	773,000	1,265,600	1,265,600	0	0	492,600
	2 預金利子	1,000	722	722	0	0	△278
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑収入	2,436,000	2,334,437	2,334,437	0	0	△101,563
13 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		1,770,232,000	1,718,239,928	1,693,198,413	1,078,100	23,963,415	△77,033,587



(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		28,270,000	27,000,351	0	1,269,649	1,269,649
	1 総務管理費	27,092,000	26,086,405	0	1,005,595	1,005,595
	2 徴収費	1,152,000	889,546	0	262,454	262,454
	3 運営協議会費	25,000	24,400	0	600	600
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 保険給付費		1,272,105,000	1,186,232,459	0	85,872,541	85,872,541
	1 療養諸費	1,046,412,000	979,602,624	0	66,809,376	66,809,376
	2 高額療養費	214,266,000	197,534,931	0	16,731,069	16,731,069
	3 移送費	102,000	73,466	0	28,534	28,534
	4 出産育児諸費	8,825,000	8,607,659	0	217,341	217,341
	5 葬祭諸費	500,000	360,000	0	140,000	140,000
	7 傷病手当金	2,000,000	53,779	0	1,946,221	1,946,221
3 国民健康保険事業費納付金		433,688,000	433,684,833	0	3,167	3,167
	1 医療費給付分	317,573,000	317,571,554	0	1,446	1,446
	2 後期高齢者支援金等分	80,639,000	80,638,019	0	981	981
	3 介護納付金分	35,476,000	35,475,260	0	740	740
4 共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
5 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
6 保健事業費		20,633,000	19,033,498	0	1,599,502	1,599,502
	1 保健事業費	12,473,000	12,256,215	0	216,785	216,785
	2 特定健康診査等事業費	8,160,000	6,777,283	0	1,382,717	1,382,717
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公債費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公債費	100,000	0	0	100,000	100,000
9 諸支出金		12,399,000	10,217,414	0	2,181,586	2,181,586
	1 償還金及び還付加算金	12,399,000	10,217,414	0	2,181,586	2,181,586
10 繰上充用金		34,000	33,992	0	8	8
	1 繰上充用金	34,000	33,992	0	8	8
11 予備費		3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000
	1 予備費	3,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000
歳出合計		1,770,232,000	1,676,202,547	0	94,029,453	94,029,453

歳入歳出差引残額                    16,995,866 円  
 うち基金繰入額                        0 円  
 又は歳入歳出差引不足額            0 円  
 この為翌年度繰上充用金            0 円

令和 3年 7月 6日  
 沖縄県国頭郡今帰仁村長 久 田 浩 也

16ページから57ページの歳入歳出事項別明細書については、後ほどお目通しをお願いします。  
60ページをお願いします。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		1,693,198,413 円
2. 歳出総額		1,676,202,547 円
3. 歳入歳出差引額		16,995,866 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	0 円
5. 実質収支額		16,995,866 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

次ページ以降の財産に関する調書については、後ほどお目通しをお願いします。国民健康保険特別会計の報告については以上であります。

○ 座間味 薫 議長 日程第18. 「認定第3号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

認定第3号

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和3年9月7日提出  
今帰仁村長 久田浩也

詳細につきましては、会計管理者より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 金城寛樹会計管理者。

○ 金城寛樹 会計管理者 次に、今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について読み上げて説明いたします。

令和2年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

(歳入)

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	58,799,000	60,929,994	60,375,583	65,600	488,811	1,576,583
	1 後期高齢者医療保険料	58,799,000	60,929,994	60,375,583	65,600	488,811	1,576,583
2	使用料及び手数料	31,000	39,900	39,900	0	0	8,900
	1 手数料	31,000	39,900	39,900	0	0	8,900
3	国庫支出金	34,000	34,000	34,000	0	0	0
	1 国庫補助金	34,000	34,000	34,000	0	0	0
4	繰入金	39,819,000	39,818,852	39,818,852	0	0	△148
	1 一般会計繰入金	39,819,000	39,818,852	39,818,852	0	0	△148
5	繰越金	278,000	277,729	277,729	0	0	△271
	1 繰越金	278,000	277,729	277,729	0	0	△271
6	諸収入	26,000	73,891	73,891	0	0	47,891
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 償還金及び還付加算金	21,000	43,194	43,194	0	0	22,194
	3 預金利子	1,000	297	297	0	0	△703
	4 雑入	2,000	30,400	30,400	0	0	28,400
歳入合計		98,987,000	101,174,366	100,619,955	65,600	488,811	1,632,955

( 歳 出 )

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		3,307,000	3,018,829	0	288,171	288,171
	1 総務管理費	3,287,000	3,004,614	0	282,386	282,386
	2 徴収費	20,000	14,215	0	5,785	5,785
2 後期高齢者医療広域連合納付金		95,574,000	95,572,777	0	1,223	1,223
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	95,574,000	95,572,777	0	1,223	1,223
3 保健福祉事業費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 保健福祉事業費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 諸支出金		105,000	73,594	0	31,406	31,406
	1 償還金及び還付加算金	104,000	73,594	0	30,406	30,406
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		98,987,000	98,665,200	0	321,800	321,800

歳入歳出差引残額 1,954,755 円  
うち基金繰入額 0 円  
又は歳入歳出差引不足額 0 円  
この為翌年度繰上充用金 0 円

令和 3年 7月 6日

沖縄県国頭郡今帰仁村長 久田浩也

12ページから27ページの歳入歳出事項別明細書については、後ほどお目通しをお願いします。  
次に、30ページをお願いします。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		100,619,955 円
2. 歳出総額		98,665,200 円
3. 歳入歳出差引額		1,954,755 円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 円
	計	0 円
5. 実質収支額		1,954,755 円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0 円

後期高齢者医療特別会計の報告については以上であります。

○ 座間味 薫 議長 日程第19. 「認定第4号 令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

認定第4号

令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度今帰仁村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和3年9月7日提出  
今帰仁村水道事業管理者  
今帰仁村長 久田浩也

令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定について、その概要をご説明いたします。決算書の1ページから2ページをお開きください。

令和2年度 今帰仁村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源 充当額	合 計			
第1款 事業収益	378,727,000	41,756,000	0	420,483,000	414,869,117	△5,613,883	19,757,392
第1項 営業収益	223,901,000	0	0	223,901,000	218,093,886	△5,807,114	19,757,392
第2項 営業外収益	154,823,000	41,756,000	0	196,579,000	196,547,131	△31,869	0
第3項 特別利益	3,000	0	0	3,000	228,100	225,100	0

支出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決算額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定による繰 越額	不用額	備 考 (内、仮払 消費税及び 地方消費 税)
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条 第3項の規定による支 出額	小 計	地方公営企 業法第26条 第2項の規定による繰 越額	合 計				
第1款 事業費	413,594,000	13,341,000	0	0	0	426,935,000	0	426,935,000	418,549,323	0	8,385,677	10,528,663
第1項 営業費用	375,390,000	12,031,000	0	△3,917,000	0	383,504,000	0	383,504,000	376,236,494	0	7,267,506	10,525,931
第2項 営業外費用	37,180,000	1,300,000	0	3,916,000	0	42,396,000	0	42,396,000	42,282,768	0	113,232	0
第3項 特別損失	24,000	10,000	0	1,000	0	35,000	0	35,000	30,061	0	4,939	2,732
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

収入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	37,041,000	2,509,000	39,550,000	0	0	39,550,000	39,546,000	△4,000	0
第1項 企業債	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第2項 補助金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第3項 出資金	37,037,000	2,509,000	39,546,000	0	0	39,546,000	39,546,000	0	0
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第5項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0

支出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額									決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (内、仮払消 費税及び地方 消費税)
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額		継続費通 次繰越額	合 計			
第1款 資本的支出	111,327,000	1,248,000	0	0	112,575,000	0	0	112,575,000	109,344,447	0	0	0	3,230,553	677,068	
第1項 建設改良費	30,325,000	1,948,000	0	0	32,273,000	0	0	32,273,000	30,252,936	0	0	0	2,020,064	677,068	
第2項 企業債償還金	80,000,000	△700,000	0	0	79,300,000	0	0	79,300,000	79,091,511	0	0	0	208,489	0	
第3項 国庫補助金返還金	1,000	0	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	0	
第4項 その他資本的支出	1,000	0	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	0	
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	

資本的収入額（39,546,000円）が資本的支出額（109,344,447円）に対し不足する額69,798,447円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,084,061円、過年度分損益勘定留保資金43,524,544円、当年度分損益勘定留保資金9,189,842円で補填した。



令和2年度 今帰仁村水道事業損益計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	197,509,696		
(2) 受託工事収益	0		
(3) その他営業収益	826,798	198,336,494	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	13,592,400		
(2) 配水及び給水費	27,048,067		
(3) 受水費	52,075,937		
(4) 受託工事費	0		
(5) 総係費	25,736,335		
(6) 減価償却費	240,660,665		
(7) 資産減耗費	6,597,159		
(8) その他営業費用	0	365,710,563	
営業損失			167,374,069
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	943		
(2) 他会計補助金	50,454,000		
(3) 長期前受金戻入	146,092,188		
(4) 引当金戻入益	0		
(5) 雑収益	13,261	196,560,392	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	27,988,987		
(2) 雑支出	5,708,840	33,697,827	162,862,565
経常損失			4,511,504
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	228,100		
(3) その他特別利益	0	228,100	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 減損損失	0		

(3) 災害による損失	0		
(4) 過年度損益修正損	27,329		
(5) 引当金繰入	0		
(6) その他特別損失	0	27,329	200,771
当年度純損失			4,310,733
前年度繰越欠損金			292,559,786
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処理欠損金			296,870,519

令和2年度 今帰仁村水道事業貸借対照表

(令和3年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		60,670,672	
ロ 建物	261,218,494		
減価償却累計額	<u>△ 62,092,125</u>	199,126,369	
ハ 構築物	5,652,790,663		
減価償却累計額	<u>△1,086,808,747</u>	4,565,981,916	
ニ 機械及び装置	1,194,544,983		
減価償却累計額	<u>△ 460,400,682</u>	734,144,301	
ホ 車両運搬具	1,344,200		
減価償却累計額	<u>△ 967,824</u>	376,376	
ヘ 工具器具及び備品	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ト 建設仮勘定		<u>26,671,768</u>	
有形固定資産合計			5,586,971,402

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		414,173	
ロ 借地権		<u>0</u>	
無形固定資産合計			414,173

(3) 投資その他の資産

イ 貸倒引当金		<u>0</u>	
投資その他の資産合計			<u>0</u>

固定資産合計		5,587,385,575
2 流動資産		
(1) 現金・預金		89,965,213
(2) 未収金	24,175,912	
貸倒引当金	<u>△ 2,706,099</u>	21,469,813
(3) 貯蔵品		4,730,505
(4) その他流動資産		<u>0</u>
流動資産合計		<u>116,165,531</u>
資産合計		<u>5,703,551,106</u>

負債の部

(単位：円)

3 固定負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の企業債	1,715,313,693	
ロ その他企業債	<u>0</u>	
企業債合計		1,715,313,693
(2) 引当金		0
(3) その他固定負債		<u>0</u>
固定負債合計		1,715,313,693
4 流動負債		
(1) 一時借入金		0
(2) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の企業債	85,498,053	
ロ その他企業債	<u>0</u>	
企業債合計		85,498,053
(3) 他会計借入金		
イ 建設改良費等の財源に 充てる為の長期借入金	0	
ロ その他長期借入金	<u>0</u>	
他会計借入金合計		0
(4) 未払金		24,306,918
(5) 未払費用		0
(6) 前受金		690,138

(7) 引当金	966,000	
(8) その他流動負債	186,258	
流動負債合計		111,647,367
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	4,272,856,717	
(2) 収益化累計額	△ 972,719,409	
(3) 建設仮勘定長期前受金	<u>0</u>	
繰延収益合計		<u>3,300,137,308</u>
負債合計		<u>5,127,098,368</u>

資 本 の 部

(単位：円)

6 資本金		
(1) 固有資本金	537,191,517	
(2) 出資金	309,008,359	
資本金合計		846,199,876
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 再評価積立金	0	
ロ 補助金	13,386,600	
ハ 他会計負担金	0	
ニ 受贈財産評価額	13,736,781	
ホ 寄附金	0	
ヘ 工事負担金	0	
ト その他資本剰余金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		27,123,381
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 建設改良積立金	0	
ニ その他積立金	0	
ホ 当年度未処理欠損金	<u>296,870,519</u>	
利益剰余金合計		△ 296,870,519

剰余金合計	<u>△ 269,747,138</u>
資本合計	<u>576,452,738</u>
負債資本合計	<u><u>5,703,551,106</u></u>

令和2年度今帰仁村水道事業欠損金計算書  
 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	欠 損 金										資本合計
		資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金						
		再 評 価 積 立 金	補 助 金	受 贈 財 産 評 価 額	資 本 剰 余 金 合 計	減 債 積 立 金	利 益 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	そ の 他 積 立 金	未 処 理 欠 損 金	利 益 剰 余 金 合 計	
前年度末残高	806,653,876	0	13,386,600	13,736,781	27,123,381	0	0	0	0	△292,559,786	△292,559,786	541,217,471
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	806,653,876	0	13,386,600	13,736,781	27,123,381	0	0	0	0	△292,559,786	△292,559,786	541,217,471
当年度変動額	39,546,000	0	0	0	0	0	0	0	0	△4,310,733	△4,310,733	35,235,267
繰入金の受入	39,546,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39,546,000
4条控除対象外消費税 (特定収入分)の圧縮記帳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受贈財産(施設用地)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受贈財産(その他土地)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△4,310,733	△4,310,733	△4,310,733
当年度末残高	846,199,876	0	13,386,600	13,736,781	27,123,381	0	0	0	0	△296,870,519	△296,870,519	576,452,738

令和2年度 今帰仁村水道事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	846,199,876	27,123,381	△296,870,519
議会の議決による処分額	0	0	0
利益積立金以外の利益剰余金の繰入	0	0	0
資本剰余金の繰入	0	0	0
利益積立金の繰入	0	0	0
処分後残高	846,199,876	27,123,381	(繰越欠損金) △296,870,519

令和2年度 今帰仁村水道事業会計に関する注記

注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

・主な耐用年数

建物 2～38年

構築物 2～60年

機械及び装置 2～20年

工具器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

施設利用権 2～19年

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上することができる。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年

度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

### 3. その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

## II. 貸借対照表に関する注記

### (1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年内に償還予定のもの）のうち、他会計が負担する額は、39,546千円である。

詳細につきましては、担当課長補佐より説明をいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那嶺 進建設課課長補佐。

○ 與那嶺 進 建設課課長補佐 建設課課長補佐の與那嶺でございます。水道課長、水道課長補佐が都合により欠席となっておりますので、私のほうから詳細を説明いたします。

認定第4号 令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定についてご説明いたします。決算書の16ページをお願いします。まず初めに、令和2年度における給水栓数は3,954栓で、前年度より39栓の増加となっております。年間配水量は130万7,492m<sup>3</sup>で、前年度より4万4,750m<sup>3</sup>の減少で、1日最大配水量は4,217m<sup>3</sup>、1日平均配水量は3,582m<sup>3</sup>となっております。その中において、有収水率は86.08%となっております。

工事関係につきましては、建設改良費等総額3,025万2,936円で、令和2年度において補助事業はなく、村単独事業として浄水場施設での改修工事及び給水管の整備工事等を実施しました。赤さびや漏水の解消に努めております。

財政力につきましては、決算書の1ページから2ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明します。収入では、第1款事業収益の予算額4億2,048万3,000円に対して、決算額4億1,486万9,117円となっており、予算額に比べ561万3,883円の減となり、予算達成率は98.66%です。支出では第1項事業費の予算額4億2,693万5,000円に対して、決算額4億1,854万9,323円となっておりまして、予算執行率は98.04%です。この主な要因は、予備費等の残によるものです。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。3ページから4ページをお開きください。第1款資本的収入の予算額3,955万円に対して、予算額3,954万6,000円で、予算額に比べ4,000円の減となり、予算達成率は99.99%であります。支出の第1款資本的支出の予算額1億1,257万5,000円に対して、決算額1億934万4,447円となっており、予算執行率は97.13%です。また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額6,979万8,447円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,708万4,061円、過年度分損益勘定留保資金4,352万4,544円、当年度分損益勘定留保資金918万9,842円で補填しました。

次に、損益計算書についてご説明いたします。決算書5ページをお開きください。1の営業収益1億9,833万6,494円は、主に給水収益の水道使用量と、その他営業収益の検査手数料です。2の営業費用3億



6,571万563円は、（１）の原水及び浄水費から（８）のその他営業費用までを合わせた費用で、主に企業局より購入する受水費と、昭和51年度より順次整備してきました浄水場や配水池等施設の減価償却費です。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は1億6,737万4,069円で、これに３の営業収益と企業債の償還金利息等の４の営業外費用を加減した営業損失は451万1,504円となっております。これにより事業収益から事業費用を差し引いた当年度純損失は431万733円となっております。前年度繰越欠損金2億9,255万9,786円との合計額2億9,687万519円が当年度未処理欠損金となります。

次に、貸借対照表について説明します。決算書の6ページをお開きください。まず初めに、資金の保有状況を示す資産の部は、固定資産の合計55億8,738万5,575円と流動資産の合計1億1,616万5,531円を加えた57億355万1,106円が資産の合計となっております。

次に、決算書の7ページから8ページをお開きください。資金の調達源泉である負債と資本は、負債の部の負債合計51億2,709万8,368円と、資本の部の資本金合計額8億4,619万9,876円と、余剰金合計額マイナス2億6,974万7,138円を加えた57億355万1,106円が負債資本の総額となっております。

決算書の13ページ以降については参考書類としての決算附属書類等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、認定第4号 令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定についての概要説明といたします。

○ 座間味 薫 議長 日程第20. 「報告第6号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

報告第6号

#### 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を議会へ提出し報告します。

令和3年9月7日提出  
今帰仁村長 久田浩也

令和2年度事業報告及び決算報告書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那嶺 日程第21. 「報告第7号 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

報告第7号

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年9月7日提出  
今帰仁村長 久田浩也

別添の健全化判断比率、資金不足比率について資料を添付しております。お目通しをお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（散会時刻 午後0時15分）